

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育対策課

保育所等における登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）について

令和3年7月30日（金）に政府から発出された緊急事態宣言に伴う神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、本市の行政運営方針を定め、保育所等については感染防止を徹底した上で原則開所としているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、保育所等の臨時休園等も急増していることを踏まえ、感染拡大防止の観点から**令和3年8月12日（木）から31日（火）**まで登園の自粛をお願いしたところです。

**この期間において、登園を自粛していただいた場合は保育料の減額の対象となります。**

なお、期間中の児童の登園状況につきましては、**本市が直接各保育所等に児童別登園リストの作成を依頼し、把握していくことから、保護者の皆様から提出いただく書類はございませんが**、利用されている保育所等には出欠の連絡を適切に行っていただくようお願いいたします。

1 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分）

2 対象児童

3号認定子ども（0歳から2歳の保育認定子ども）

3 日割り計算の対象期間

**令和3年8月12日（木）から8月31日（火）のうち、登園自粛した日（1日単位）**

4 日割り計算の算定方法

国の考え方に基づき「月額保育料×登園日数／25日」で計算（10円未満切り捨て）

（例）保育料が月額57,000円で8月に10日間登園した場合

57,000円×10日／25日＝22,800円（8月分保育料）

57,000円－22,800円＝34,200円（還付額）

5 保育料の還付

8月分の保育料は一旦お支払いいただきますが、この保育料と日割り計算により算出された保育料の差額を後日還付いたします。口座振替で保育料の引き落としをされている方については、当該口座に入金いたします。また、納付書払いの方については、振込口座の確認のため、「還付のお知らせ／請求書・支払金口座振込依頼書」をお送りいたしますので御記入の上返送願います。還付については、対象件数が膨大になることから**振り込み時期は11月下旬以降**となりますことを御理解願います。

※地域型保育事業及び認定こども園（保育所部分）については、直接施設で保育料の徴収が行われていることから、還付の手続きは施設からお知らせいたします。

6 その他

**要請期間外の取扱いについて、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休園期間や別添「感染が疑われる場合等の対応について」に記載の濃厚接触者に特定された場合の健康観察期間中の登園停止等の場合はこれまでどおり日割り計算の対象となります。なお、自己都合等によるお休みは対象にはなりません。**

今後の対応等につきましても市ホームページへ掲載してまいりますので御確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html>

【問合せ先】

保育料・利用調整担当

電話 044-200-3727